

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社エコミック
【英訳名】	E C O M I C C O . , L T D
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 熊谷 浩二
【本店の所在の場所】	札幌市東区北六条東二丁目3番1号
【電話番号】	(011) 742 - 6006
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 上諏訪 広
【最寄りの連絡場所】	札幌市東区北六条東二丁目3番1号
【電話番号】	(011) 742 - 6006
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 上諏訪 広
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番の1)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(千円)	97,541	375,039
経常利益(千円)	6,961	50,244
四半期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	2,666	7,361
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金(千円)	214,075	214,075
発行済株式総数(株)	3,344	3,344
純資産額(千円)	300,124	302,550
総資産額(千円)	321,287	317,704
1株当たり純資産額(円)	89,750.27	90,475.76
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額( ) (円)	797.33	2,243.60
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	763.53	-
1株当たり配当額(円)	-	1,500
自己資本比率(%)	93.4	95.2
営業活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	16,168	45,501
投資活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	5,999	32,185
財務活動によるキャッシュ・フ ロー(千円)	3,941	2,261
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	217,550	243,660
従業員数(人)	29	26

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 当社は持分法適用会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

4. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	29	(45)
---------	----	------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員及びパート社員)は、当第1四半期会計期間の平均人員(1日8時間換算)を( )外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### (2) 受注状況

賃金コンサルティング事業については取引が発生しておりませんので、該当事項はありません。なお、ペイロール事業については、毎月定期的に給与計算等を行うことにより売上が計上される継続取引であるため記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
ペイロール事業(千円)	97,541
合計(千円)	97,541

(注) 1. 当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
三菱総研DCS株式会社	19,489	20.0

2. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、景気回復は足踏み状態にあり、企業収益の減少など一部に弱い動きがみられ、昨年の米国のサブプライムローン問題に端を発した同国経済の景気後退懸念や国際的な金融資本市場の混乱、そして原油を始めとした原材料価格の高騰の影響を受け、先行き不透明感が一層強まったものとなりました。

当業界におきましては、上記のような景気の後退懸念や将来の就労人口の低下を背景に、依然として企業の効率化、省力化への動向は継続しており、今後、事業の再構築の手段としてのアウトソーシングのニーズはより一層高まっていくと考えております。

このような環境下、当社は、経営方針にある「お客様への価値あるサービスの提供」として、顧客企業に対し給与計算に係る人材、時間等の経営資源をより価値の高い本来業務へ転換していただくことによるコストの削減、顧客企業内からの個人情報漏洩への対策等、企業リスクの観点から給与計算アウトソーシングの提案を行ってまいりました。同時に給与計算に付随するシステム開発という付加価値サービスの提案を行ってまいりました。

以上のような背景を受け、事業の種類別の業績といたしましては次のとおりとなりました。

ペイロール事業においては、アライアンスパートナーとの連携及び本州地区における営業により、当第1四半期会計期間においても、安定した新規顧客を獲得することができ、同時に地方税処理業務においても大量の受託ができました。その結果、ペイロール事業の売上高は97,541千円となりました。

賃金コンサルティング事業においては、当第1四半期会計期間において取引は発生しておりませんが、今後、給与計算業務及び総務・人事関連業務に関するノウハウをより一層高め、顧客企業に対し高品質なコンサルティングを提供していく方針であります。

以上の結果、当第1四半期会計期間の業績については、売上高は97,541千円、営業利益は6,703千円、経常利益は6,961千円、税引前四半期純利益は4,847千円及び四半期純利益は2,666千円となりました。

### (2) キャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による支出16,168千円、投資活動による支出5,999千円、財務活動による支出3,941千円により前事業年度末に比べて26,109千円減少し、217,550千円となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は16,168千円となりました。これは主に税引前当期純利益4,847千円、減価償却費2,782千円の計上及び未払金の増加2,159千円があった一方、売上債権の増加24,783千円によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は5,999千円となりました。これは有形固定資産の取得による支出2,761千円、無形固定資産の取得による支出1,961千円及び敷金及び保証金の差入による支出1,275千円によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は3,941千円となりました。これは配当金の支払い3,941千円によるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000
計	10,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,344	3,344	札幌証券取引所 アンビシャス市場	-
計	3,344	3,344	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年12月26日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	590
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	590
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,000
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成25年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 78,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社グループ役員もしくは当社又は当社グループ従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、協力関係にある取引先については、新株予約権発行の取締役会決議により、当社と割当者との間に締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 対象者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、対象者が業務上の災害等で死亡した場合は、対象者の相続人が新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の総数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併・会社分割・資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株



式の数を調整すべき場合にも必要かつ合理的な範囲で新株予約権の数は適切に調整されるものとします。

平成16年12月20日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	158
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	158
新株予約権の行使時の払込金額(円)	83,000
新株予約権の行使期間	自平成21年2月1日 至平成26年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 83,000 資本組入額 50,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社役員又は当社従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 対象者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、対象者が業務上の災害等で死亡した場合は、対象者の相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の総数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併・会社分割・資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも必要かつ合理的な範囲で新株予約権の数は適切に調整されるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	3,344	-	214,075	-	60,425

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,344	3,344	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	3,344	-	-
総株主の議決権	-	3,344	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	110,000	106,000	95,000
最低（円）	95,000	86,500	90,000

（注） 最高・最低株価は、札幌証券取引所アンビシャスにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	217,550	243,660
売掛金	56,076	31,292
繰延税金資産	38	38
その他	5,035	3,531
貸倒引当金	173	87
流動資産合計	278,527	278,435
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	1 11,798	1 10,199
その他(純額)	1 1,138	1 1,209
有形固定資産合計	12,937	11,408
無形固定資産		
ソフトウェア	10,553	9,789
無形固定資産合計	10,553	9,789
投資その他の資産		
投資有価証券	1,396	1,524
その他	17,872	16,545
投資その他の資産合計	19,269	18,069
固定資産合計	42,759	39,268
資産合計	321,287	317,704
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	4,501	4,707
未払金	4,244	1,735
未払法人税等	2,511	79
その他	2 9,904	8,631
流動負債合計	21,162	15,153
負債合計	21,162	15,153
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	214,075	214,075
資本剰余金	60,425	60,425
利益剰余金	25,812	28,161
株主資本合計	300,312	302,661
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	187	110
評価・換算差額等合計	187	110
純資産合計	300,124	302,550
負債純資産合計	321,287	317,704

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第 1 四半期累計期間】

( 単位 : 千円 )

	当第 1 四半期累計期間 ( 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日 )
売上高	97,541
売上原価	58,407
売上総利益	39,134
販売費及び一般管理費	32,431
営業利益	6,703
営業外収益	
受取利息	199
保険解約返戻金	58
その他	29
営業外収益合計	286
営業外費用	
株式交付費	28
営業外費用合計	28
経常利益	6,961
特別損失	
訴訟関連損失	2,114
特別損失合計	2,114
税引前四半期純利益	4,847
法人税等	2,180
四半期純利益	2,666

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	4,847
減価償却費	2,782
売上債権の増減額(は増加)	24,783
営業債務の増減額(は減少)	205
未払金の増減額(は減少)	2,159
未払費用の増減額(は減少)	132
未払消費税等の増減額(は減少)	80
その他	1,319
小計	16,307
利息及び配当金の受取額	225
法人税等の支払額	87
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,168
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	2,761
無形固定資産の取得による支出	1,961
敷金及び保証金の差入による支出	1,275
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,999
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
配当金の支払額	3,941
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,941
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	26,109
現金及び現金同等物の期首残高	243,660
現金及び現金同等物の四半期末残高	217,550



【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、12,184千円 であります。 2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、 金銭的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」 に含めて表示しております。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、11,000千円 であります。 -

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬	8,703千円
支払手数料	6,846千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	217,550
現金及び現金同等物	217,550

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,344株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,016	1,500	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前事業年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 89,750.27円	1 株当たり純資産額 90,475.76円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	797.33円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	763.53円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	2,666
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	2,666
期中平均株式数 (株)	3,344
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	-
普通株式増加数 (株)	148
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業 年度末から重要な変動があったものの概要	-

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

( リース取引関係 )

当第 1 四半期会計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)

該当事項はありません。

## 2【その他】

### 訴訟

当社は、平成18年4月より当社の主たる業務である給与計算受託業務をつかさどる基幹システムの刷新を目指し、「新給与計算システム構築プロジェクト」を開始し、システム開発を日本アイ・ビー・エム株式会社（代表取締役社長執行役員兼会長 大歳 卓麻、以下、「日本IBM社」という。）へ委託しておりましたが、平成20年3月において、当該システムの完成が不可能である旨の通知を受けました。その後、当社は日本IBM社に対し、既払金の全額の返還を要求いたしましたが、日本IBM社より返金には応じられない旨の回答があり、平成20年6月5日付で日本IBM社に対して損害賠償請求訴訟（請求額 金62,011,781円）を東京地方裁判所に提起しました。

当社としては、正当な理由により損害賠償請求を行っていることを確信しており、裁判ではその正当性を主張して争っていく方針であります。

なお、本件の当社業績への影響につきましては、財務健全性の観点から平成20年3月期において、既払金の全額60,178千円のうち税抜金額である57,312千円を特別損失へ計上しております。したがって、現時点において、訴訟に係る費用を除きこれ以上の損失が発生することはないものと認識しております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

株式会社 エコミック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 藤江 正祥 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 竹内 弘雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エコミックの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エコミックの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。